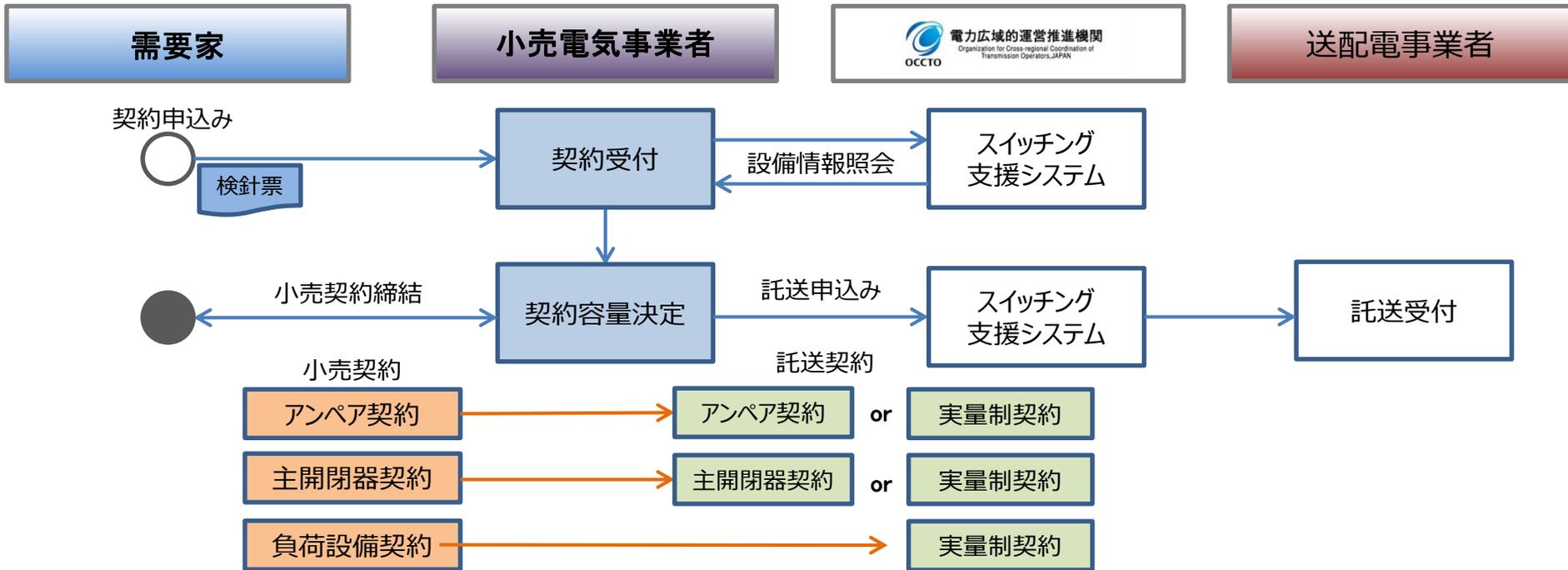


小売および託送の契約容量の決定方法

【問題点】
 小売電気事業者には、需要家に対する説明義務の一つとして「契約電力または契約電流容量」があるにも関わらず（省令第3条11号）、例えば下記③のような場合、小売電気事業者・需要家ともに、小売契約容量を決めるにあたっての需要場所設備情報を知り得ない。

送配電事業者は、託送契約容量決定方法によらず、小売電気事業者に対して需要場所設備情報を開示すべきではないか。



①スイッチング再点の場合(検針票あり)

○: 託送が実量制の場合、小売電気事業者は設備情報を確認できないが検針票にて旧小売契約容量を確認可能

②スイッチング再点の場合(検針票なし)

△: 託送が実量制の場合、小売電気事業者は設備情報を確認できないが需要家に旧小売契約容量を聞くことはできるか(情報の正確性は担保されず)

③引っ越しを伴う再点の場合

×: 託送が実量制の場合、小売電気事業者は設備情報を確認できない上、新需要家も旧小売契約容量を知り得ない、旧需要家にも確認不可能